

令和2年度(2020年度)

# 函館市農業委員会業務概要

函館市農業委員会



## 函館市農業委員会憲章

- 1 農業委員会は、農業・農業者の代表機関として、誇りと責任ある行動に努めます。
  
- 1 農業委員会は、農業者の期待と信頼にこたえるため、法令を遵守し、適正な農地行政に努めます。
  
- 1 農業委員会は、農用地の確保と有効利用を図るため、流動化と集団化の促進に努めます。
  
- 1 農業委員会は、活力ある農業・農村を築くため、構造政策と地域活性化の推進に努めます。
  
- 1 農業委員会は、地域農業の振興のため、魅力ある農業を確立し、担い手の育成と後継者の確保に努めます。
  
- 1 農業委員会は、農業者の期待と信頼にこたえ、新時代をひらく地域農業の確立と緑豊かな街づくりに努めます。
  
- 1 農業委員会は、情報の収集・提供・普及活動を行うとともに、知識・資質の向上と識見の高揚に努めます。

平成5年12月16日 制定

# 目 次

## I 函館市の概況

1	あ ら ま し	-----	1
2	市 勢	-----	2
3	人 口 ・ 世 帯 数	-----	2
4	産 業 別 就 業 人 口	-----	3
5	地 目 別 土 地 面 積	-----	3

## II 農業の概況

1	土 壌 ・ 農 地 面 積 ・ 農 業 生 産 等	-----	4
2	耕 作 面 積	-----	5
3	農 家 戸 数 ・ 人 口	-----	5
4	専 業 ・ 兼 業 別 農 家 数	-----	5
5	経 営 形 態 別 農 家 数	-----	6
6	経 営 主 年 代 構 成	-----	6
7	農 業 従 事 者 年 代 構 成	-----	7
8	農 業 生 産 高	-----	8

## III 農業委員会活動

1	農 業 委 員 会 の 構 成	-----	9
2	活 動 状 況	-----	9
3	事 務 局 の 構 成	-----	10
4	歳 出 予 算 資 料	-----	10
5	農 業 委 員 会 名 簿	-----	11

## IV 農地関係業務

1	農 地 等 権 利 移 動 ・ 設 定 状 況	-----	12
2	農 地 等 転 用 状 況	-----	13
3	農 地 合 意 解 約 状 況	-----	14
4	現 況 証 明 処 理 状 況	-----	14
5	国 有 農 地 管 理 状 況	-----	15
6	農 業 経 営 基 盤 強 化 促 進 事 業	-----	15
7	農 地 銀 行 関 係 業 務	-----	16

## V 農業者年金関係業務

1 加入状況（新制度）	-----	17
2 受給状況（新制度）	-----	17
3 受給状況（旧制度）	-----	17

## VI 農地賃借料情報・農作業労働者標準賃金

1 農地賃借料情報	-----	18
2 農作業労働者標準賃金	-----	18

## VII 農業関係団体

1 農業協同組合	-----	19
2 農業共済組合	-----	19
3 土地改良区	-----	19

## 参考資料

1 函館市農業委員会の委員の定数等に関する条例	-----	20
2 函館市農業委員会規程	-----	23
3 函館市農地利用最適化推進委員の委嘱の手続きに関する規程	---	30
4 函館市農地銀行規程	-----	36
5 函館市農業委員会事務局規程	-----	39
6 函館市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」		47
7 令和元年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価	-----	52
8 令和2年度の目標及びその達成に向けた活動計画	-----	60

## I 函館市の概況

### 1 あらまし

#### (1) 沿革

函館市は、安政6年（1859年）日本最初の貿易港として海外に門戸を開き、いち早く西欧文化を取り入れるなど、長い歴史と異国情緒豊かな文化を有するまちです。

本市は、古くから港湾機能を活用し、本州との交易や北洋漁業の基地とした水産都市として、また、陸・海・空の交通の要衝を生かした商工業都市、さらには、歴史的な名所、旧跡を生かした観光・文化都市機能を加え、南北海道における行政、経済、文化の中心地の役割を担った地方中核都市として発展しています。

#### (2) 位置

函館市は、渡島半島の南東部、東経140度44分・北緯41度46分に位置し、東・南・北の三方を太平洋・津軽海峡に囲まれ、西は北斗市・七飯町・鹿部町と接しています。

総面積は、677.87 Km<sup>2</sup>です。

#### (3) 気象

区分	気温 (°C)			最多風向	平均風速 (m/s)	年間降水量 (mm)	年間日照時間 (h)
	最高極値	最低極値	平均				
平成27年	30.5	-9.0	10.3	西北西	3.6	1,143.0	1,870.9
平成28年	32.7	-11.0	9.7	西北西	3.6	1,244.0	1,827.1
平成29年	32.4	-12.0	9.4	西北西	3.5	1,291.0	1,816.8
平成30年	30.9	-13.7	9.8	—	3.5	1,578.0	1,715.4
令和元年	31.1	-14.1	10.0	—	3.6	937.0	1,934.5

(資料：国土交通省気象庁)

## 2 市 勢

区 分		摘 要	
市 勢	沿 革	大正11年 8 月 1 日 市制施行 昭和14年 4 月 1 日 亀田郡湯川町編入 昭和41年12月 1 日 亀田郡銭亀沢村編入 昭和48年12月 1 日 亀田市編入 平成16年12月 1 日 戸井町・恵山町・楯法華村・南茅部町と合併	
	総 面 積	677.87 Km <sup>2</sup>	令和元年10月 1 日現在
都市計画	都市計画区域	14,454 ha	令和 2 年 4 月 7 日現在
	市街化区域	4,787 ha	令和 2 年 4 月 7 日現在
	市街化調整区域	9,667 ha	令和 2 年 4 月 7 日現在
諸法令に 基づく 指 定	農業振興地域	9,973.5 ha	令和元年12月 1 日現在
	農用地区域	1,601 ha	令和元年12月 1 日現在
	酪農・肉用牛 生産近代化計画	農業振興地域全域	平成13年 3 月19日認定

## 3 人口・世帯数

(単位：人・世帯)

区 分		平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年
人 口	男	122,413	120,900	119,518	117,919	116,270
	女	146,204	144,603	143,001	141,029	139,038
	合計	268,617	265,503	262,519	258,948	255,308
世 帯 数		143,746	143,561	143,249	142,571	141,853

(注) 各年12月31日現在

(資料：住民基本台帳)

#### 4 産業別就業人口

(単位：人・%)

産 業 (大分類)	平成17年		平成22年		平成27年	
	人 数	%	人 数	%	人 数	%
総 数	129,940	100.0	121,734	100.0	117,125	100.0
第1次産業 (農 業)	5,284 (951)	4.1 (0.7)	4,343 (955)	3.6 (0.8)	4,137 (937)	3.5 (0.8)
第2次産業	23,930	18.4	20,184	16.6	19,490	16.7
第3次産業	97,817	75.3	89,051	73.1	86,480	73.8
そ の 他	2,909	2.2	8,156	6.7	7,018	6.0

(注) 第1次産業のうち(農業)については内数

(資料：国勢調査)

#### 5 地目別土地面積

(単位：km<sup>2</sup>)

区 分	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年
総面積	677.86	677.87	677.86	677.87	677.87
田	2.42	2.36	2.25	2.20	2.20
畑	29.59	28.76	28.16	27.80	27.53
宅 地	34.77	34.79	34.91	34.98	35.02
鉱泉地	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
池 沼	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
山 林	408.18	408.48	408.88	408.92	409.06
牧 場	4.22	4.20	4.20	4.20	4.14
原 野	30.89	31.25	31.52	31.67	31.71
雑種地	15.03	15.22	15.12	15.23	15.32
そ の 他	152.76	152.81	152.82	152.87	152.89

(注) 各年1月1日現在

(資料：財務部税務室資産税担当)

## II 農業の概況

### 1 土壌・農地面積・農業生産等

#### (1) 土壌

函館市近郊の表層地質は、大野盆地から湯川地区に連なる沖積低地ならびに七飯町、亀田地域を経て銭亀沢につづく洪積台地からなっています。

また、地域の北側から東側にかけては、横津岳、三森山よりなる山岳・丘陵地帯であり、新第3紀の砂岩・泥岩で占められていますが、蛾眉野付近の丘陵地帯は、古生層の粘板岩・砂岩・チャートよりなっています。この間を汐泊川、川、松倉川、亀田川、常盤川等が縦走し、河川平坦部には、水田があり、小沢を挟む丘陵地帯には畑が散在しています。

本市の農耕地および放牧適地は、主に亀田地区から湯川、銭亀沢に連なる台地および丘陵地間の狭い沖積低地であり、全面積に対して占める割合は約3.0%となっています。

#### (2) 農地面積

本市農業者の市内における耕作面積は、約1,734haであります。農業振興地域は9,973.5haで、このうちの約16%の1,601haを農用地区域に指定しています。

また、市域面積67,787haの約7%の4,787haは市街化区域で、市街化調整区域は約14%の9,667haであり、これを除いた53,333haは山林原野等で占められています。

#### (3) 農業生産

主な生産品は、馬鈴薯、大根、にんじん、きゃべつ、白菜などの生鮮野菜と、生乳・豚肉・牛肉などの酪農製品です。

#### (4) 農業の指標

本市農業は、これからの国際化時代に対応するために、地力の増進、圃場の整備など生産基盤の整備はもとより、選別保管、集出荷施設などの整備を進め、地域特性を生かした産地形成と優良銘柄の創出に努めて、生産性の高い都市近郊型農業の確立を目指しております。

## 2 耕作面積

(単位：ha)

区 分	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年
田	146.3	149.3	149.3	143.5	143.5
畑	1,618.6	1,678.8	1,685.5	1,621.5	1,590.7
合計	1,764.9	1,828.1	1,834.8	1,765.0	1,734.2

(注) 各年1月1日現在

(資料：農地台帳)

## 3 農家戸数・人口

(単位：戸・人)

区 分	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年
農家戸数	640	543	504	452	443
農家人口	1,802	1,651	1,577	1,433	1,391
農業従事者数	1,423	1,206	1,169	1,045	1,006

(注) 各年1月1日現在

(資料：農地台帳)

## 4 専業・兼業別農家数

(単位：戸)

区 分	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年
専業農家	156	143	132	124	124
兼業農家	484	400	372	328	319
第1種兼業	87	80	74	70	66
第2種兼業	397	320	298	258	253
合 計	640	543	504	452	443

(注) 各年1月1日現在

(資料：農地台帳)

5 経営形態別農家数

(単位：戸)

区 分		平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年
経営 形態 別	田 作	12	12	12	9	10
	畑 作	543	462	430	383	373
	田 畑 作	54	51	46	45	45
	畜 産	22	18	16	15	15
合 計		640	543	504	452	443

(注) 各年1月1日現在

(資料：農地台帳)

6 経営主年代構成

(単位：人)

区 分	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年
20歳代	2	2	2	2	1
30歳代	6	7	2	3	7
40歳代	20	18	18	16	19
50歳代	73	64	49	41	42
60歳代	188	149	151	117	108
70歳以上	351	303	282	273	266
合 計	640	543	504	452	443

(注) 各年1月1日現在

(資料：農地台帳)

## 7 農業従事者年代構成

(単位：人)

区 分	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年
20歳未満	2	1	1	1	3
20歳代	12	16	17	16	15
30歳代	63	50	52	50	48
40歳代	112	100	102	91	90
50歳代	227	184	181	163	145
60歳代	390	310	314	257	233
70歳以上	617	545	502	467	472
合 計	1,423	1,206	1,169	1,045	1,006

(注)各年1月1日現在

(資料：農地台帳)

8 農業生産高

(1) 主要農作物作付面積および収穫量 (単位：ha・t)

区 分	平成26年		平成27年		平成28年		平成29年		平成30年	
	面積	収穫量								
水 稻	65	312	81	377	78	368	78	361	79	273
小 麦	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
豆 類	17	40	11	27	9	17	7	20	10	18
小 豆	14	32	8	21	7	14	5	14	5	9
大 豆	3	8	3	6	2	3	2	6	5	9
野菜類	357.8	12,410	331.5	12,904	324.8	12,671	320.0	11,583	300.5	11,356
だいこん	88.5	3,611	81.9	3,705	84.1	3,825	76.7	3,168	76.7	3,453
ニンジン	171.6	5,482	147.8	4,585	138.6	4,238	147.8	4,548	128.2	3,849
キャベツ	46.3	1,924	50.1	3,103	49.8	3,083	46.5	2,616	44.0	2,617
はくさい	11.8	531	11.2	560	11.6	580	10.0	450	8.9	445
かぶ	6.4	212	6.7	233	6.9	243	6.2	189	6.6	231
かぼちゃ	10.8	144	12.0	220	11.2	204	14.0	158	13.1	250
ねぎ	11.7	410	11.0	385	10.7	375	10.1	354	11.2	392
スイートコーン	6.5	77	6.2	68	7.5	83	7.4	86	6.8	75
ほうれん草	2.0	2	2.2	26	1.4	17	1.3	14	1.1	13
その他	2.2	17	2.4	19	3.0	23	-	-	3.9	31
馬鈴薯	450	12,100	447	12,400	435	12,000	420	9,822	400	10,500
飼料用作物	326	11,546	334	13,301	322	13,067	330	12,639	322	13,215
牧 草	281	8,711	292	10,811	266	9,655	271	9,295	267	9,788
青刈りとうもろこし	45	2,835	42	2,490	56	3,416	59	3,344	55	3,427

(資料：農林水産部農務課調)

(2) 家畜飼養農家戸数および頭数 (単位：戸・頭)

	平成28年		平成29年		平成30年		平成31年		令和2年	
	戸数	頭数	戸数	頭数	戸数	頭数	戸数	頭数	戸数	頭数
乳用牛	11	463	10	471	8	476	8	450	8	453
肉用牛	13	201	14	209	14	272	13	242	13	239
豚	2	374	1	324	2	326	2	889	2	180

(注)各年2月1日現在

(資料：農林水産部農務課調)

### Ⅲ 農業委員会活動

当委員会は、昭和21年に農地委員会として設置されていましたが、昭和26年「農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号。以下「法」という。）」の施行により、昭和26年7月函館市農業委員会として発足し、その後、近隣市・村との合併により昭和44年7月に函館市銭亀沢農業委員会を、昭和50年7月に函館市亀田農業委員会を合併して現在に至っています。

農業委員会は、主に農地の権利移動や転用等の許可など、農地法に定められている事項の事務ならびに農業および農業者の公正な利益代表として、農業振興や農業者の地位向上を図ることなどの業務を行っています。

また、平成28年4月に改正法が施行され、「農地等の利用の最適化の推進」が農業委員会における最も重要な事務に位置づけられたことに伴い、平成29年7月に農地利用最適化推進委員を新設し、担い手への農地利用の集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消、新規参入の促進等の活動に取り組んでいます。

#### 1 農業委員会の構成

(単位：人)

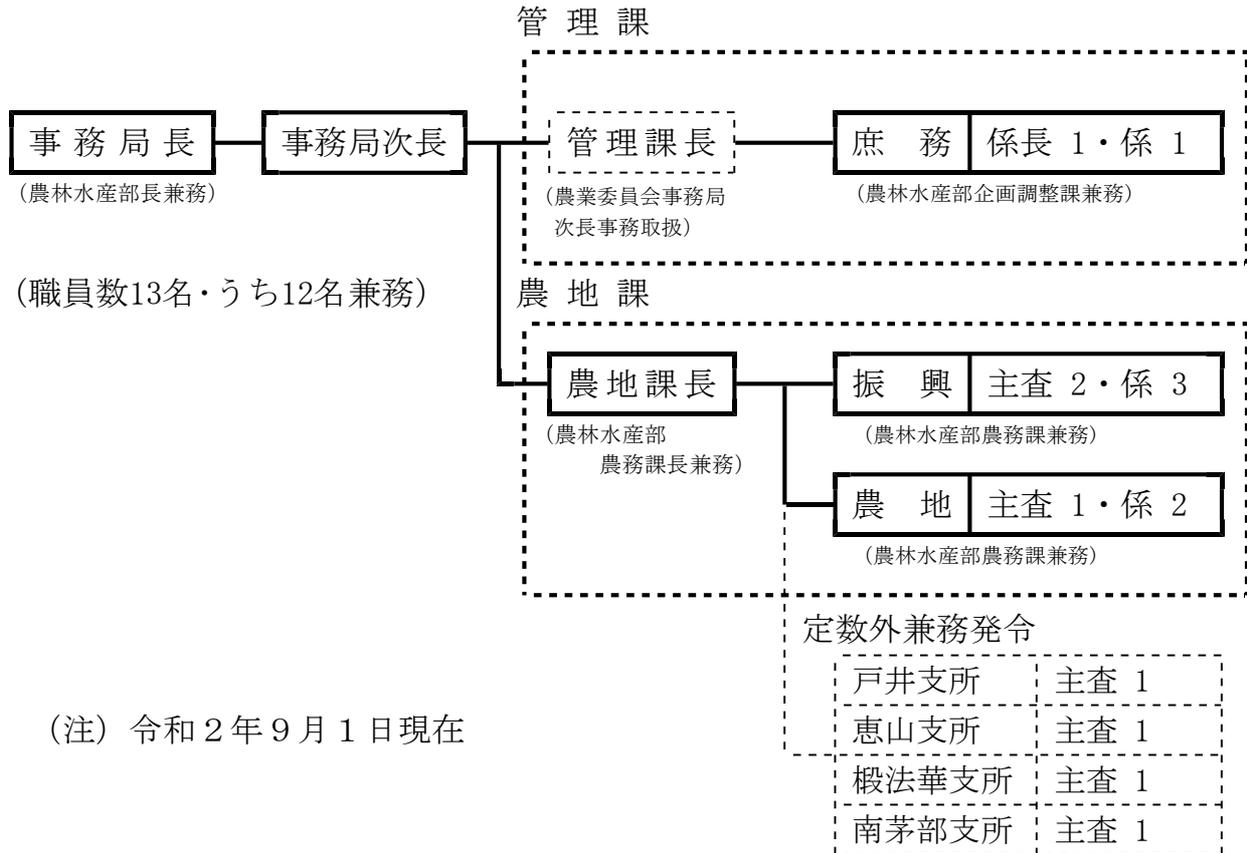
区分 名称	定数					
		認定農業者	認定農業者に準ずる者	女性	40代以下	中立委員
農業委員	9	6	2	1	2	1
農地利用最適化推進委員	8	6	0	0	0	0

(注) 農業委員：令和2年7月22日現在  
農地利用最適化推進委員：令和2年7月31日現在

#### 2 活動状況（令和元年）

会議名称	構成員	開催数
総会	9人(平成31年1月～令和元年12月)	12回
農業委員・推進委員合同会議	17人(平成31年1月～令和元年12月)	3回

### 3 事務局の構成



### 4 歳出予算資料

(単位：千円)

事項	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
一般会計予算	136,270,000	137,120,000	134,990,000	135,620,000	134,850,000
農林水産費	719,685	741,816	711,971	802,359	1,129,279
農林費	208,134	199,152	209,718	230,264	218,569
農業委員会費	12,349	12,413	12,323	11,987	11,912
委員報酬	8,376	8,315	8,376	8,376	8,451
報償費	12	75			
旅費	1,618	1,780	1,764	1,603	1,639
需用費	738	881	840	666	503
役務費	75	83	65	63	64
委託料	270				
使用料及び賃借料	1,019	1,046	1,046	1,047	1,023
負担金	241	233	232	232	232

(注) 職員人件費を除く

## 5 農業委員会名簿

### (1) 農業委員名簿

議席番号	氏名	摘要
1	西浦克彦	
2	立藏義春	会長職務代理者
3	八戸千修	
4	川村稔	中立委員
5	大槻寅男	会長
6	佐藤勉	
7	近江政夫	
8	山田美代子	
9	菅原秀樹	

(注) 令和2年7月22日現在

### (2) 農地利用最適化推進委員名簿

	氏名	担当区域
1	金子周治	東部地区
2	松倉文夫	
3	佐藤均	
4	金澤賢昌	
5	松岡悟朗	中央部地区
6	佐々木芳勝	
7	山口修	北部地区
8	保志場清光	

(注) 令和2年7月31日現在

担当地区 [東部・中央部・北部]

[東部] : 紅葉山町・庵原町・東畑町・鉄山町・蛾眉野町・根崎町・高松町・志海苔町・瀬戸川町・赤坂町・銭亀町・中野町・新湊町・石倉町・古川町・豊原町・石崎町・鶴野町・白石町・小安町

[中央部] : 田家町・柏木町・深掘町・湯浜町・湯川町3丁目・戸倉町・花園町・日吉町1丁目~4丁目・上野町・高丘町・滝沢町・見晴町・鈴蘭丘町・上湯川町・銅山町・旭岡町・鱈川町・寅沢町・亀尾町・米原町・中道2丁目・山の手2丁目~3丁目・本通1丁目・本通3丁目~4丁目・鍛冶2丁目・陣川町・神山町・神山1丁目・神山3丁目・東山町・東山1丁目~3丁目・赤川町・亀田港町

[北部] : 富岡町2丁目・美原3丁目~5丁目・亀田中野町・北美原1丁目・北美原3丁目・石川町・桔梗町・桔梗1丁目~5丁目・西桔梗町・昭和町・昭和2丁目~4丁目

#### IV 農地関係業務

##### 1 農地等権利移動・設定状況

###### (1) 年度別内訳

(単位：件・ha)

区 分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
件 数	14	13	9	8	9
面 積	16.9	18.4	8.1	8.3	7.5

###### (2) 地目別内訳（令和元年度）

(単位：件・ha)

区 分	所有権		その他の権利		合 計	
	件 数	面 積	件 数	面 積	件 数	面 積
田	—	—	3	2.5	3	2.5
畑	3	1.8	3	3.2	6	5.0
山 林	—	—	—	—	—	—
合 計	3	1.8	6	5.7	9	7.5

###### (3) 事由別内訳（令和元年度）

(単位：件・ha)

区 分	所有権		その他の権利		合 計	
	件 数	面 積	件 数	面 積	件 数	面 積
贈 与	—	—	—	—	—	—
労働力不足	—	—	—	—	—	—
相手方の要望	1	1.3	3	3.2	4	4.5
交 換	—	—	—	—	—	—
離 農	—	—	—	—	—	—
経 営 移 譲	—	—	—	—	—	—
そ の 他	2	0.5	3	2.5	5	3.0
合 計	3	1.8	6	5.7	9	7.5

## 2 農地等転用状況

### (1) 年度別内訳

(単位：件・ha)

年 度	農地法第4条		農地法第5条		合 計	
	件 数	面 積	件 数	面 積	件 数	面 積
平成27年度	9	1.1	12	1.9	21	3.0
平成28年度	6	0.7	11	4.4	17	5.1
平成29年度	2	0.2	21	2.7	23	2.9
平成30年度	4	0.1	29	5.0	33	5.1
令和元年度	1	0.2	29	2.8	30	3.0

### (2) 事由別内訳（令和元年度）

(単位：件・ha)

区 分	農地法第4条		農地法第5条		合 計	
	件 数	面 積	件 数	面 積	件 数	面 積
一 般 住 宅	-	-	13	0.6	13	0.6
農 家 住 宅	-	-	-	-	-	-
農 業 用 施 設	-	-	-	-	-	-
宅 地 造 成	-	-	11	1.9	11	1.9
海 産 干 場	-	-	-	-	-	-
資 材 置 場	-	-	-	-	-	-
その他の建物	-	-	1	0.1	1	0.1
道 路（通 路）	-	-	-	-	-	-
駐 車 場	-	-	2	0.1	2	0.1
共 同 住 宅	1	0.2	2	0.1	3	0.3
そ の 他	-	-	-	-	-	-
合 計	1	0.2	29	2.8	30	3.0

3 農地合意解約状況

(単位：件・筆・ha)

年 度	件 数	筆 数	面 積
平成27年度	4	8	2.9
平成28年度	1	2	0.2
平成29年度	0	0	0
平成30年度	12	24	11.1
令和元年度	6	14	16.5

4 現況証明処理状況

(1) 年度別内訳

(単位：件・筆・ha)

年 度	件 数	筆 数	面 積
平成27年度	61	109	10.6
平成28年度	65	87	8.0
平成29年度	81	133	12.1
平成30年度	85	125	12.9
令和元年度	73	96	12.7

(2) 交付内訳（令和元年度）

(単位：件・筆・ha)

月	市街化区域		市街化調整区域						区域外		合 計				
			専決処理			総会決議									
	件数	筆数	面積	件数	筆数	面積	件数	筆数	面積	件数	筆数	面積			
4	7	7	0.4	-	-	-	-	-	-	1	2	0.3	8	9	0.7
5	-	-	-	1	1	0.1	-	-	-	1	1	0.1	2	2	0.2
6	4	6	0.2	1	1	0.2	-	-	-	1	1	0.3	6	8	0.7
7	7	9	0.3	-	-	-	-	-	-	2	2	0.2	9	11	0.5
8	4	5	0.2	-	-	-	-	-	-	1	1	0.0	5	6	0.2
9	1	1	0.0	-	-	-	2	3	0.3	3	4	6.1	6	8	6.4
10	3	4	0.1	1	1	0.0	-	-	-	1	2	0.2	5	7	0.3
11	10	13	0.5	1	1	0.2	-	-	-	-	-	-	11	14	0.7
12	2	3	0.2	2	2	0.0	2	3	0.4	-	-	-	6	8	0.6
1	3	5	0.5	-	-	-	-	-	-	2	2	0.3	5	7	0.8
2	1	1	0.0	-	-	-	1	1	0.2	-	-	-	2	2	0.2
3	2	3	0.4	2	2	0.1	4	9	0.9	-	-	-	8	14	1.4
計	44	57	2.8	8	8	0.6	9	16	1.8	12	15	7.5	73	96	12.7

5 国有農地管理状況

(単位：筆・ha)

年 度	区分	農耕貸付		転用貸付	未貸付	合計
		旧法第9条	旧法44条			
平成27年度	筆数	8	-	2	131	141
	面積	0.6	-	0.1	14.9	15.6
平成28年度	筆数	8	-	2	131	141
	面積	0.6	-	0.1	14.9	15.6
平成29年度	筆数	8	-	2	131	141
	面積	0.6	-	0.1	14.9	15.6
平成30年度	筆数	7	-	2	131	141
	面積	0.6	-	0.1	14.9	15.6
令和元年度	筆数	7	-	2	131	140
	面積	0.6	-	0.1	14.9	15.6

(注) 各年度未現在

6 農業経営基盤強化促進事業

(単位：筆・ha)

年 度	区分	5年未満		5年以上～10年未満		合計	
		件数	面積	件数	面積	件数	面積
平成27年度	利用権設定	13	9.9	21	45.6	34	55.5
	所有権移転					3	3.8
平成28年度	利用権設定	3	3.1	21	47.1	24	50.2
	所有権移転					5	1.6
平成29年度	利用権設定	10	14.2	13	51.5	23	65.7
	所有権移転					5	8.3
平成30年度	利用権設定	1	0.9	12	17.5	13	18.4
	所有権移転					7	18.1
令和元年度	利用権設定	8	13.2	21	27.3	29	40.5
	所有権移転					16	44.5

(注) 各年度未現在

7 農地銀行関係業務

(1) 登録・流動化状況

(単位：人・ha)

年 度	区 分	年度初登録数 ①		新規登録数 ②		流動化成立数 ③		辞 退 数 ④		年度末登録数 ①+②-③-④	
		人数	面積	人数	面積	人数	面積	人数	面積	人数	面積
平成28年度	出し手	23	25.6	4	3.4	-	-	2	1.8	25	27.2
	受け手	4	9.0	-	-	-	-	-	-	4	9.0
平成29年度	出し手	25	27.2	5	4.2	1	0.9	16	18.4	13	12.1
	受け手	3	8.0	-	-	-	-	-	-	3	8.0
平成30年度	出し手	13	12.1	6	13.0	-	-	-	-	19	25.1
	受け手	3	8.0	-	-	-	-	-	-	3	8.0
令和元年度	出し手	19	25.1	-	-	1※1	2.6	1	1.6	18	20.9
	受け手	3	8.0	-	-	-	-	-	-	3	8.0

※1 一部成立

(2) 流動化内訳

(単位：件・筆・ha)

年 度	件 数			筆 数			面 積 (ha)		
	所有権	利用権	合 計	所有権	利用権	合 計	所有権	利用権	合 計
平成28年度	-	-	-	-	-	-	-	-	-
平成29年度	1	-	1	3	-	3	0.9	-	0.9
平成30年度	-	-	-	-	-	-	-	-	-
令和元年度	-	1	1	-	5	5	-	2.6	2.6

## V 農業者年金関係業務

### 1 加入状況（新制度） (単位：人)

年 度	通 常 加 入	政 策 支 援 加 入	合 計
平成29年度	1	0	1
平成30年度	0	0	0
令和元年度	0	0	0

(注) 各年度末現在

### 2 受給状況（新制度） (単位：人)

年 度	老 齡 年 金 受 給 者	特 例 付 加 年 金 受 給 者	合 計
平成29年度	12	—	12
平成30年度	13	—	13
令和元年度	13	—	13

(注) 各年度末現在

### 3 受給状況（旧制度） (単位：人)

年 度	老 齡 年 金 受 給 者	経 営 移 譲 年 金 受 給 者	合 計
平成29年度	71	31	102
平成30年度	72	30	102
令和元年度	63	26	89

(注) 各年度末現在

## VI 農地賃借料情報・農作業労働者標準賃金

### 1 農地賃借料情報（令和2年1月6日更新）

#### 【田（水稻）の部】（単位：円/10a当たり）

締結（公告）された地域名	平均額	最高額	最低額	データ数
旧函館地区	5,400円	7,000円	2,060円	46
旧亀田地区	13,700円	15,000円	6,800円	25
函館市全域	6,100円			50

#### 【畑（普通畑）の部】（単位：円/10a当たり）

締結（公告）された地域名	平均額	最高額	最低額	データ数
旧函館地区	4,700円	5,240円	4,070円	10
旧亀田地区	6,700円	11,100円	4,000円	39
旧銭亀沢地区	8,000円	12,400円	4,000円	67
函館市全域	7,100円			111

（注）データは、平成27年1月から令和元年12月までの5年間のものを使用

### 2 農作業労働者標準賃金（令和2年度）

令和元年9月26日決定額

区分	就労時間	休憩・休息时间	1日当たり標準賃金 （食事なし）	時給
稲作	自 午前8時	午前 30分	6,888円	861円
	至 午後5時	昼 60分 午後 30分		
畑作	自 午前8時	午前 30分	6,888円	861円
	至 午後5時	昼 60分 午後 30分		

## VIII 農業関係団体

### 1 農業協同組合

名 称	住 所	代表者名	電話番号	設立年月日	組合員数	
					正	准
新函館農業協同組合	北斗市本町 1丁目 1-21	代表理事組合長 輪島 桂	77-5555	H14. 2. 1	2,082人	12,662人
新函館農業協同組合 函館支店	函館市湯川町 3丁目 16-9	支店長 関 司	57-5521	H14. 2. 1	61人	1,051人
函館市亀田農業協同組合	函館市昭和 4丁目 42-40	代表理事組合長 柴谷 廣道	46-6883	H23. 3. 1	485人	7,580人

(注) 組合員数：新函館農業協同組合（令和2年1月末現在）

函館市亀田農業協同組合（令和元年12月末現在）

### 2 農業共済組合

名 称	住 所	代表者名	電話番号	設立年月日	組合員数
みなみ北海道農業共済組合	苫小牧市若草町 5丁目 5-3	組合長理事 伊藤 榮一	(0144) 84-5860	H29. 3. 1	7,036人
みなみ北海道農業共済組合 道南支所	北斗市東前 74-2	支所長 南 政蔵	77-8211	H29. 3. 1	1,905人

(注) 組合員数：令和2年3月末現在

### 3 土地改良区

名 称	住 所	代表者名	電話番号	設立年月日	組合員数
渡島平野土地改良区	北斗市本町 711-1	理事長 河村 康英	77-8521	S38. 7. 30	1,149人 (38)

(注) 組合員数：令和2年4月1日現在

( ) は函館市分

## 1. 函館市農業委員会の委員の定数等に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号。以下「法」という。）第8条第2項および第18条第2項の規定に基づき、函館市農業委員会の委員（以下「農業委員」という。）および農地利用最適化推進委員（以下「推進委員」という。）の定数を定めるとともに、函館市農業委員候補者選考委員会に関し必要な事項を定めるものとする。

(農業委員の定数)

第2条 法第8条第2項に規定する条例で定める農業委員の定数は、9人とする。

(推進委員の定数)

第3条 法第18条第2項に規定する条例で定める推進委員の定数は、8人とする。

(農業委員候補者選考委員会の設置)

第4条 市長の諮問に応じ、農業委員の候補者の選考について審議するため、函館市農業委員候補者選考委員会（以下「選考委員会」という。）を置く。

(組織)

第5条 選考委員会は、委員（選考委員会の委員をいう。以下同じ。）5人以内をもって組織する。

(委員等)

第6条 委員は、学識経験のある者、公募による者その他市長が必要と認める者のうちから市長が委嘱する。

2 委員は、当該諮問に係る審議が終了したときは、解嘱されるものとする。

3 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(委員長および副委員長)

第7条 選考委員会に、委員長および副委員長各1人を置く。

2 委員長および副委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は、選考委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、または委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第8条 選考委員会の会議は、委員長が招集する。

2 委員長は、選考委員会の会議の議長となる。

3 選考委員会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

4 選考委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 選考委員会の会議は、非公開とする。

(委員以外の者の出席)

第9条 委員長は、必要があると認めるときは、選考委員会の会議に委員以外の者の出席を求め、その意見または説明を聴くことができる。

(庶務)

第10条 選考委員会の庶務は、農林水産部において処理する。

(補則)

第11条 この条例に定めるもののほか、選考委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が選考委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条および第3条

の規定ならびに次項の規定（別表第2の改正規定（

「産業支援センタ

一入居資格審査委員会の委員 日額 5,000円

を

「産業支援センタ

農業委員候補者

一入居資格審査委員会の委員	日額	5,000円
選考委員会の委員	日額	5,000円

に改める部分を除く。)

に限る。) および附則第3項の規定は、平成29年7月22日から施行する。

(特別職の職員の給与等に関する条例の一部改正)

- 2 特別職の職員の給与等に関する条例(昭和40年函館市条例第22号)の一部を次のように改正する。

第2条の2第1項第2号中「職員」の後ろに「および農地利用最適化推進委員」を加える。

別表第2中

農 業 委 員 会	会 長	月額	58,000円	を
	委 員	月額	40,000円	

農業委員会	会長	月額	58,000円	に,
	委員	月額	40,000円	
農地利用最適化推進委員		月額	40,000円	」

産業支援センター入居資格審査委員会の委員	日額	5,000円	を
----------------------	----	--------	---

産業支援センター入居資格審査委員会の委員	日額	5,000円	に
農業委員候補者選考委員会の委員	日額	5,000円	

改める。

(函館市職員等の旅費に関する条例の一部改正)

- 3 函館市職員等の旅費に関する条例(平成2年函館市条例第22号)の一部を次のように改正する。

別表第1の2等級の項中「および農業委員会の委員」を「, 農業委員会の委員および農地利用最適化推進委員」に改める。

## 2. 函館市農業委員会規程

(平成29年7月24日農業委員会規程第6号)

### 目次

第1章 総則（第1条）

第2章 組織（第2条）

第3章 会議（第3条～第22条）

第4章 会長の専決（第23条～第25条）

### 附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規程は、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号。以下「法」という。）その他の法令に定めるもののほか、函館市農業委員会（以下「委員会」という。）の組織、会議および会長の専決に関し必要な事項を定める。

第2章 組織

（会長および職務代理者の互選）

第2条 委員会の会長（以下「会長」という。）の互選は、委員会の委員（以下「委員」という。）の単記無記名投票により行い、投票の最多得票数を得た者を当選人とする。ただし、最多得票数を得た者が2人以上あるときは、くじで当選人を定める。

2 前項の規定にかかわらず、出席委員全員に異議のないときは、前項の互選は、指名推せんの方法によることができる。

3 会長が、会長の職を辞任したとき、または委員を辞任したとき、その他会長が欠けたときは、直ちに会長の互選を行わなければならない。

4 前3項の規定は、職務代理者の互選について準用する。

第3章 会議

（総会の招集）

第3条 会長は、法第27条第1項に規定する総会（以下「総会」という。）を招集しようとするときは、総会の日時、場所および付議しよ

うとする事件その他必要な事項を定め、これをあらかじめ委員に通知するとともに、公示しなければならない。

2 前項の通知および公示は、総会の日前3日までに行わなければならない。ただし、緊急を要するときは、この限りでない。

(欠席または遅刻の申出)

第4条 委員は、総会に出席できないとき、または遅刻しようとするときは、総会の開議時刻までに会長に申し出なければならない。

(議長)

第5条 会長は、総会の議長となり、議事を整理する。ただし、議長の職務を行う者がいないときは、年長の委員が臨時に議長の職務を行う。

(委員の議席)

第6条 委員の議席は、任命の後最初に行われる総会において議長が指定する。

2 議長は、必要があると認めるときは、総会に諮って議席を変更することができる。

(総会の開会等の宣告)

第7条 総会の開会、休憩または閉会は、議長が宣告する。

(議事日程)

第8条 議長は、総会に付する事件およびその順序等を記載した議事日程を定め、あらかじめ委員に配付する。

2 前項の規定にかかわらず、議長は必要があると認めるとき、または委員から動議が提出されたときは、討論を用いないで総会に諮って、他の事件を日程に追加することができる。

(議題の宣告)

第9条 議長は、事件を議題とするときは、その旨を宣告しなければならない。

(一括議題)

第10条 議長は、必要があると認めるときは、2件以上の事件を一括して議題とすることができる。ただし、出席委員の異議があるときは、総会に諮って決定する。

(議案の説明)

第11条 総会において事件が議題となったときは、提出者は、その趣旨を説明しなければならない。ただし、必要があるときは、提出者以外の者に事件の趣旨を説明させることができる。

(動議)

第12条 動議は、他に1人以上の賛成者がなければ議題とすることができない。

(発言)

第13条 委員が発言しようとするときは、議長の許可を得なければならない。この場合において、総会の同意を得て、または総会の要求により出席した者が発言しようとするときも、同様とする。

(事件および動議の撤回または訂正)

第14条 総会の議題となった事件および動議を撤回し、または訂正しようとするときは、総会の承認を得なければならない。

2 前項の承認を求めようとするときは、提出者がその旨の請求をしなければならない。

(採決の宣告)

第15条 議長は、採決をしようとするときは、採決に付する議題を宣告しなければならない。

(採決の方法)

第16条 採決のとき現に総会の開催場所にいない委員は、採決に加わることができない。

2 採決の方法は、起立または挙手による。ただし、議長が必要と認めるとき、または1人以上の委員から要求があったときは、記名または無記名の投票による。

3 前項のただし書の投票について、同時に記名投票と無記名投票の要求があったときは、いずれの方法によるかは議長が決定する。

4 議長は、議題となった事件について、異議の有無を総会に諮り、異議がないと認めるときは、第2項および前項の規定にかかわらず、可決の旨を宣告することができる。

(農地利用最適化推進委員の出席)

第17条 農地利用最適化推進委員(以下「推進委員」という。)は、法第29条第2項の規定に基づく意見を述べるために総会に出席する場合、委員会に書面または口頭で申し出なければならない。

(議事録)

第18条 議事録には、次の事項を記載する。

- (1) 総会の日時および場所
- (2) 出席委員および欠席委員の議席番号および氏名
- (3) 総会の付議事件
- (4) 議事の経過
- (5) 総会に出席した関係者の氏名
- (6) その他議長において必要と認めた事項

2 議事録には、議長および議長が指名した2人以上の出席委員が署名しなければならない。

(傍聴の手続き)

第19条 総会を傍聴しようとする者は、傍聴人受付簿に自己の住所および氏名を記入しなければならない。

(傍聴の制限)

第20条 次に掲げる者は、総会の傍聴をすることができない。

- (1) 凶器その他危険な物を所持している者
- (2) 酒気を帯びている者
- (3) その他議長が会議の秩序を乱すおそれがあると認めた者

(傍聴人の遵守事項等)

第21条 傍聴人は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 定められた場所以外に立ち入らないこと。
- (2) 棒、旗、プラカードの類を携帯しないこと。
- (3) 傍聴席にあつては静粛にし、会議における発言に対し可否を表し、または騒ぎ立てる等、会議の妨害となるような行為をしないこと。
- (4) その他会議の進行上、支障となる行為をしないこと。

2 議長は、前項に掲げる事項を遵守せず会議の進行を妨げるおそれの

ある傍聴人に対し、退場を命ずることができる。

(会議運営の疑義)

第22条 この章に定めるもののほか、会議の運営に関し疑義ある場合は、その都度議長が決定する。ただし、委員の異議があるときは、総会に諮ってこれを決定する。

#### 第4章 会長の専決

(会長の専決)

第23条 会長は、次に掲げる事務を専決することができる。

- (1) 事務局の職員の任免に関すること。
- (2) 事務局長および事務局次長の休暇および職務に専念する義務の免除の承認その他服務に関すること。
- (3) 委員、推進委員、事務局長および事務局次長の旅行命令に関すること。
- (4) 現況証明願のうち、別に総会で定めた基準に該当するものの証明に関すること。
- (5) 競売または公売に参加するための買受適格証明書のうち、急を要するものの交付に関すること。
- (6) 登記簿上の地目が農地である土地の農地以外への地目の変更登記に係る登記官からの照会に対する回答に関すること。
- (7) 国または地方公共団体からの土地の現況に関する照会に対する回答に関すること。
- (8) 農地法（昭和27年法律第229号）第32条第1項、第2項、第4項および第5項ならびに第33条第1項に規定する利用意向調査の実施ならびに同法第32条第3項の規定による公示および通知に関すること。
- (9) 農地法第51条第1項第1号の規定による違反転用事案の報告に関すること。
- (10) 函館市農業委員会事務局規程（昭和50年農業委員会規程第2号）、函館市農業委員会聴聞手続規程（平成6年農業委員会規程第1号）、函館市農業委員会の所管に係る函館市情報公開条例施行規程（平成

3年農業委員会規程第2号)、函館市農業委員会の所管に係る函館市個人情報保護条例施行規程(平成3年農業委員会規程第3号)および函館市農業委員会農地台帳点検等実施規程(平成27年農業委員会規程第1号)の改正に関すること。

(11) その他軽易な事務処理に関すること。

2 会長は、前項の規定により専決した事務のうち、第1号および第4号から第10号までの事務については、総会に報告しなければならない。

(総会への付議)

第24条 会長は、前条の規定により専決できる事務であっても、特に重要と認めるものについては、総会に付さなければならない。

(立入調査の証明書)

第25条 法第35条第1項および農地法第14条第2項の規定により立入調査をする委員、推進委員または職員であることを示す立入調査員証は、別記様式のとおりとする。

2 前項に規定する委員、推進委員または職員は、委員、推進委員または職員でなくなったときは、前項の証明書を直ちに委員会に返還しなければならない。

附 則

この規程は、公布の日から施行し、平成29年7月22日から適用する。

附 則 (令和元年6月27日農業委規程第1号)

この規程は、令和元年7月1日から施行する。

別記様式（第25条関係）

表 面

第 号	<b>立 入 調 査 員 証</b>
上半身 前向写真	職 名： 氏 名： 生年月日： 年 月 日
	上記の者は、農業委員会等に関する法律第35条第1項および農地法第14条第1項の規定に基づく事項を調査するため、農地等に立入る権限を有する者であることを証する。
	年 月 日 交付
	函館市農業委員会 印

裏 面

**農業委員会等に関する法律（抜粋）**  
（報告，調査等）

第35条 農業委員会は、その所掌事務を遂行するため必要があるときは、農地等の所有者、農業者その他の関係者に対しその出頭を求め、若しくは必要な報告を徴し、又は委員、推進委員若しくは職員に農地等に立ち入らせて必要な調査をさせることができる。

2 前項の規定により立入調査をする委員、推進委員又は職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の要求があるときは、これを提示しなければならない。

**農地法（抜粋）**  
（立入調査）

第14条 農業委員会は、農業委員会等に関する法律第35条第1項の規定による立入調査のほか、第7条第1項の規定による買収をするため必要があるときは、委員、推進委員（同法第17条第1項に規定する推進委員をいう。次項において同じ。）又は職員に法人の事務所その他の事業場に立ち入らせて調査をさせることができる。

2 前項の規定により立入調査をする委員、推進委員又は職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者にこれを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

（用紙の大きさは、日本産業規格 B 8）

### 3. 函館市農地利用最適化推進委員の委嘱の 手続に関する規程

(平成29年1月26日農業委員会規程第1号)

(趣旨)

第1条 この規程は、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号。以下「法」という。）および農業委員会等に関する法律施行規則（昭和26年農林省令第23号。以下「省令」という。）に定めるもののほか、函館市農業委員会（以下「農業委員会」という。）の農地利用最適化推進委員（以下「推進委員」という。）の委嘱の手続に関し必要な事項を定める。

(推進委員の要件)

第2条 農業委員会は、農地等の利用の最適化の推進に熱意と識見を有する者のうちから推進委員を委嘱する。ただし、次の各号のいずれかに該当する者は推進委員となることができない。

- (1) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- (2) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでまたはその執行を受けることがなくなるまでの者
- (3) 函館市暴力団の排除の推進に関する条例（平成26年函館市条例第15号。次号において「条例」という。）第2条第2号に掲げる暴力団員
- (4) 条例第6条に規定する暴力団員等および暴力団関係事業者と密接な関係を有する者

(推進委員の候補者の推薦の求めおよび推進委員の募集等)

第3条 農業委員会は、推進委員を委嘱しようとするときは、法第19条第1項の規定に基づき、次条に規定する推進委員が担当する区域を単位として、農業者、農業者が組織する団体その他の関係者（第6条第1項において「農業者等」という。）に対し推進委員の候補者の推薦を求めるとともに、推進委員になろうとする者の募集（以下「募集」という。）をしなければならない。

- 2 前項の推進委員の候補者の推薦の求めおよび募集は、農業委員会が定めた日から当該農業委員会が定めた日から起算して28日までの間行う。
- 3 農業委員会は、推進委員の候補者の推薦を受けた者（以下「被推薦者」という。）および募集に応募した者（以下「応募者」という。）の総数が推進委員の定数に満たないときその他農業委員会が必要と認めるときは、前項に規定する期間の延長その他の必要な措置を講ずることができる。
- 4 第2条および前各項に規定するもののほか、推進委員の候補者の推薦の求めおよび募集をするために必要な情報は、インターネットおよび市が発行する広報紙の利用その他の適切な方法であらかじめ市民等に周知しなければならない。

（担当区域およびその定数）

第4条 推進委員が担当する区域および当該区域の推進委員の定数は、別表のとおりとする。

（推薦申込書および応募申込書の提出）

第5条 推進委員の候補者を推薦し、または募集に応募しようとする者は、省令第11条第1項の規定に基づき、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める申込書に当該被推薦者または募集に応募する者の運転免許証その他の身分を証明する書類の写しを添えて、農業委員会に提出しなければならない。

(1) 農業者その他の関係者が個人で推進委員の候補者を推薦するとき  
函館市農地利用最適化推進委員候補者推薦申込書（個人推薦用）

（別記第1号様式）

(2) 農業者が組織する団体その他の関係者が推進委員の候補者を推薦するとき  
函館市農地利用最適化推進委員候補者推薦申込書（団体推薦用）（別記第2号様式）

(3) 募集に応募するとき  
函館市農地利用最適化推進委員応募申込書  
（別記第3号様式）

（被推薦者および応募者に関する情報の公表）

第6条 農業委員会は、法第19条第2項の規定に基づき、第3条第2項が規定する農業委員会が定めた日から当該農業委員会が定めた日から起算して14日までの間に推進委員の候補者を推薦した農業者等（次項および第13条第1項において「推薦者」という。）および被推薦者ならびに応募者の省令第12条第1号に掲げる事項を公表しなければならない。

2 農業委員会は、法第19条第2項の規定に基づき、推進委員の候補者の推薦の求めおよび募集を終了したときは、推薦者および被推薦者ならびに応募者の省令第12条第2号に掲げる事項を公表しなければならない。

3 農業委員会は、前2項に規定する公表をインターネットの利用その他の適切な方法で遅滞なく行わなければならない。

（農地利用最適化推進委員候補者選考委員会の設置）

第7条 農業委員会は、推進委員の候補者を選考しようとするときは、農地利用最適化推進委員候補者選考委員会（以下「選考委員会」という。）を置く。この場合において、選考委員会を置く期間は、推進委員の候補者の推薦の求めおよび募集を終了したときから推進委員の候補者の選考が終了するまでの間とする。

（選考委員会の組織）

第8条 前条に規定する選考委員会の委員は、農業委員会の委員をもって充てるものとする。

（委員長および副委員長）

第9条 選考委員会に委員長および副委員長を置き、委員長は農業委員会の会長をもって充て、副委員長は農業委員会の会長職務代理者をもって充てる。

2 委員長は、選考委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、または委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

（選考委員会の会議）

第10条 選考委員会の会議は、委員長が招集する。

- 2 委員長は、選考委員会の会議の議長となる。
- 3 選考委員会の会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。
- 4 選考委員会の会議の運営に関し必要な事項は、委員長が選考委員会に諮って定める。
- 5 選考委員会の議事は、委員長を除く出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。
- 6 選考委員会の会議は、非公開とする。
- 7 選考委員会の委員は、職務上知り得た情報を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(委員以外の者の出席)

第11条 委員長は、必要があると認めるときは、選考委員会の会議に委員以外の者の出席を求め、その意見または説明を聴くことができる。

(選考委員会の庶務)

第12条 選考委員会の庶務は、農業委員会事務局農地課において処理する。

(推進委員の決定等)

第13条 農業委員会は、選考委員会における推進委員の候補者の選考結果を踏まえ、農業委員会総会で推進委員を委嘱する者を決定し、推薦者および当該被推薦者ならびに応募者に通知しなければならない。

- 2 農業委員会は、前項の推進委員を委嘱することを決定した者（次条において「決定者」という。）をインターネットの利用その他の適切な方法で速やかに公表しなければならない。

(推進委員の委嘱)

第14条 農業委員会は、前条第2項に規定する決定者に速やかに推進委員を委嘱しなければならない。

(補則)

第15条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、会長が農業委員会総会に諮って定める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（令和元年12月19日函館市農業委員会規程第3号）

この規程は、公布の日から施行する。

別表（第4条関係）

担当区域	詳細な担当区域（農地所在町）	定数
東部地区	紅葉山町，庵原町，東畑町，鉄山町，蛾眉野町，根崎町，高松町，志海苔町，瀬戸川町，赤坂町，銭亀町，中野町，新湊町，石倉町，古川町，豊原町，石崎町，鶴野町，白石町および小安町	4人
中央部地区	田家町，柏木町，深堀町，湯浜町，湯川町3丁目，戸倉町，花園町，日吉町1丁目，日吉町2丁目，日吉町3丁目，日吉町4丁目，上野町，高丘町，滝沢町，見晴町，鈴蘭丘町，上湯川町，銅山町，旭岡町，鱒川町，寅沢町，亀尾町，米原町，中道2丁目，山の手2丁目，山の手3丁目，本通1丁目，本通3丁目，本通4丁目，鍛冶2丁目，陣川町，神山町，神山1丁目，神山3丁目，東山町，東山1丁目，東山2丁目，東山3丁目，赤川町および亀田港町	2人
北部地区	富岡町2丁目，美原3丁目，美原4丁目，美原5丁目，亀田中野町，北美原1丁目，北美原3丁目，石川町，桔梗町，桔梗1丁目，桔梗2丁目，桔梗3丁目，桔梗4丁目，桔梗5丁目，西桔梗町，昭和町，昭和2丁目，昭和3丁目および昭和4丁目	2人

## 4. 函館市農地銀行規程

(平成9年7月28日農業委員会規程第2号)

(設置)

第1条 中核的担い手農家等に農用地および農業用施設用地（以下「農用地等」という。）の利用権等を集積し，農地の有効利用を促進することにより，地域農業の振興と農業構造の改善に資するため，函館市農地銀行（以下「農地銀行」という。）を設置する。

(業務地域)

第2条 農地銀行の業務地域は，農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第6条第1項の規定により指定された函館市農業振興地域とする。

(業務の実施主体)

第3条 農地銀行の業務は，函館市農業委員会が関係機関および関係団体と連携を図りつつ実施するものとする。

(業務)

第4条 農地銀行は，次に掲げる業務を行う。

- (1) 農用地等の有効利用および流動化促進のための企画および方針づくりに関すること。
- (2) 農家の実態および意向の把握に関すること。
- (3) 遊休農用地等の実態の把握およびその解消の方策に関すること。
- (4) 各種流動化施策に関する啓蒙・普及に関すること。
- (5) 農地流動化の掘り起こしに関すること。
- (6) 農地流動化情報の管理に関すること。
- (7) 農用地等の権利および利用の調整に関すること。
- (8) 農用地等の権利および利用に係る相談に関すること。
- (9) その他農地銀行の設置の目的を達成するために必要な事業

(組織)

第5条 農地銀行は，函館市農業委員会の委員（以下「農業委員」という。）および農地利用最適化推進委員（以下「推進委員」という。）

ならびに次に掲げる職にある者をもって組織する。

- (1) 函館市農業委員会事務局長
- (2) 函館市農林水産部農務課長
- (3) 渡島農業改良普及センター次長
- (4) 新函館農業協同組合七飯基幹支店営農センター長
- (5) 函館市亀田農業協同組合営農部長  
(会長および副会長)

第6条 農地銀行に会長および副会長各1人を置く。

- 2 会長は、函館市農業委員会の会長をもって充てる。
- 3 会長は、農地銀行の業務を総括する。
- 4 副会長は、函館市農業委員会の会長の職務代理者をもって充てる。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。  
(推進員)

第7条 第4条第1号の業務を推進するため、農地流動化推進員（以下「推進員」という。）を置く。

- 2 推進員は、推進委員をもって充てる。
- 3 推進員は、主として利用権等の出し手農家と受け手農家の掘り起こし等農用地等の有効利用および流動化を促進するための活動を行う。  
(調整会議)

第8条 農地銀行の運営および業務の実施について調査審議するため、農用地利用調整会議（以下「調整会議」という。）を置く。

- 2 調整会議は、会長、副会長および調整会議員をもって組織する。
- 3 調整会議員は、第5条各号に掲げる職にある者をもって充てる。
- 4 前項の規定による調整会議員に充てられる職を退いたときは、調整会議員の資格を失うものとする。
- 5 調整会議は、会長が招集する。
- 6 調整会議は、調整会議員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 7 会長は、必要があると認めるときは、調整会議に関係者の出席を求

め、その意見を聴くことができる。

(事務局)

第9条 農地銀行の事務局は、函館市農業委員会事務局に置く。

(補則)

第10条 この規程に定めるもののほか、農地銀行の運営に関し必要な事項は、会長が調整会議に諮って定める。

附 則

この規程は、平成9年8月1日から施行する。

附 則 (平成14年4月25日農業委規程第1号)

この規程は、公布の日から施行する。

附 則 (平成22年3月31日農業委規程第1号)

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年7月24日農業委規程第8号)

この規程は、公布の日から施行し、平成29年7月22日から適用する。

## 5. 函館市農業委員会事務局規程

(昭和50年7月30日農業委員会規程第2号)

(設置)

第1条 函館市農業委員会（以下「委員会」という。）の事務を処理するため、函館市農業委員会事務局（以下「事務局」という。）を置く。

(組織および所掌事務)

第2条 事務局に課および係を置き、その所掌事務は、次のとおりとする。

(1) 管理課

庶務係

- ア 農業委員および農地利用最適化推進委員の報酬および費用弁償に関すること。
- イ 職員の人事、厚生および給与に関すること。
- ウ 文書の收受、発送および保存に関すること。
- エ 公印の管守に関すること。
- オ 予算の経理等に関すること。
- カ 物品の購入および修繕ならびに出納および保管に関すること。
- キ 規程等の制定および改廃に関すること。

(2) 農地課

- ア 総会に関すること。
- イ 農地利用最適化推進委員候補者選考委員会に関すること。
- ウ 農地等の利用の最適化の推進に関すること。
- エ 農地台帳に関すること。
- オ 土地の現況証明その他農地等の証明に関すること。
- カ 農業一般に関する調査および情報の提供に関すること。
- キ 農業団体との連絡協調に関すること。
- ク 法人化その他農業経営の合理化に関すること。
- ケ 農業者年金に関すること。
- コ 国有農地等の管理に関すること。

### 第3条 削除

(職員)

第4条 事務局に次の職員を置く。

- (1) 事務局長
- (2) 事務局次長
- (3) 課長
- (4) 主査，係長
- (5) 主任，主任主事，主任技師，主事，技師

(職務)

第5条 事務局長は，会長の命を受けて事務局の事務を掌理し，職員を指揮監督する。

2 事務局次長および課長は，上司の命を受けて所管の事務を掌理し，所属職員を指揮監督する。

3 主査は，上司の命を受けて事務を掌理し，その事務に従事する職員を指揮監督する。

4 係長は，上司の命を受けて事務を掌理し，その事務に従事する職員を指揮監督する。

5 係員は，上司の命を受けて事務に従事する。

(事務の専決)

第6条 事務局長は，次の事項を専決することができる。

- (1) 課長以下の職員の休暇等の承認に関すること。
- (2) 課長以下の職員の勤務を要しない日の振替えおよび半日勤務時間の割振り変更等
- (3) 課長以下の職員の旅行命令に関すること。
- (4) 課長以下の職員の育児休業および部分休業の承認に関すること。
- (5) 農地法（昭和27年法律第229号）第4条第1項第8号および同法第5条第1項第7号の規定に基づく届出の受理に関すること。
- (6) 農地法第43条第1項の規定に基づく届出の受理に関すること。
- (7) 聴聞の実施および審理の公開の決定ならびに主宰者の指名
- (8) 農業者年金に関すること。

(9) 国有農地等の管理に関すること。

2 課長は、次の事項を専決することができる。

(1) 公文書の公開の諾否の決定

(2) 個人情報保護制度に係る請求等の諾否の決定

(3) 軽易または常例の申請に関すること。

(4) 軽易または常例の報告，照会および回答に関すること。

(5) 軽易または常例の証明，閲覧および証書類の交付ならびに届出の処理に関すること。

(6) 農地台帳の整備および公表に関すること。

(7) 主査以下の職員の時間外勤務命令および休日勤務命令に関すること。

(8) 主査以下の職員の休暇等の承認に関すること。

(9) 主査以下の職員の勤務を要しない日の振替えおよび半日勤務時間の割振り変更等

(10) 主査以下の職員の旅行命令および外勤命令に関すること。

(11) 主査以下の職員の部分休業の承認に関すること。

(12) 聴聞の期日の変更および聴聞に係る資料，聴聞調書等の閲覧または写しの交付の決定

3 前2項に規定する専決事項であっても，特に重要もしくは異例と認めるものまたは疑義のあるものについては，上司の決裁によるものとする。

(事務の代決)

第7条 事務局長が不在のときは，その専決事項を事務局次長が代決し，事務局次長も不在のときは，課長が代決する。

2 課長が不在のときは，その専決事項を主管主査または係長が代決する。

3 前2項の不在とは，1日以上庁内にいないことをいう。ただし，緊急を要するときは，この限りでない。

4 代決した事務は，軽易な事項を除き，後閲に付さなければならない。

(文書の取扱い)

第8条 管理課において発送する文書にあつては「函農委管」の記号を、農地課において発送する文書にあつては「函農委農」の記号を発送する文書に付けなければならない。

第9条 到達した文書は、受付印を押し、遅滞なく処理しなければならない。

第10条 法令または通ちょう等に基づく申請書および届出書ならびに証明願を受理したときは、その順に次の帳簿に登載し、完結までの経過を明らかにしなければならない。

- (1) 申請書整理簿
- (2) 届出書整理簿
- (3) 証明願処理簿

第11条 発送する文書は、会名または会長名をもって行う。ただし、軽易なものについては事務局長名をもってすることができる。

第12条 発送する文書は、公印を押し、原議と契印し、公印使用簿に必要な事項を記載しなければならない。

第13条 すべて文書は、上司の決裁なくして閲覽させ、または謄写させてはならない。

第14条 永年保存を要する書類は、次のものとする。

- (1) 委員会の規則その他例規文書の原議
  - (2) 総会および部会の会議の議事録
  - (3) 農地等の買収、売渡計画の公示書またはその控
  - (4) 異議申立決定書および決定書の発送に関する書類
  - (5) 農地等の買収、売渡しに関する議案議事録
  - (6) 買収令書、売渡通知書の交付簿および交付に関する書類
  - (7) その他買収、売渡関係の書類
- (公印)

第15条 公印の種類、大きさ、管守者および個数は、別表のとおりとする。

(補則)

第16条 この規程に定めるもののほか、職員の給与、服務、身分の取扱

いおよび事務処理については函館市の関係諸規定の例による。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（昭和50年10月7日農業委規程第3号）

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（昭和53年6月20日農業委規程第1号）

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（昭和54年4月1日農業委規程第1号）

1 この規程は、公布の日から施行する。

2 この規程の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において、次の表の左欄に掲げる職名に発令されている職員であって、別に辞令を發せられないものは、施行日において、それぞれ当該右欄に掲げる職名に発令されたものとする。

左 欄		右 欄	
事務吏員	主事	事務吏員	主事1級
技術吏員	技師	技術吏員	技師1級
事務員	書記	事務吏員	主事2級

附 則（昭和60年5月1日農業委規程第1号）

この規程は、公布の日から施行する

附 則（昭和62年3月31日農業委規程第1号）

この規程は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則（昭和62年6月26日農業委規程第3号）

この規程は、昭和62年7月22日から施行する。

附 則（昭和62年10月17日農業委規程第5号）

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（平成2年11月30日農業委規程第1号）

この規程は、平成2年12月1日から施行する。

附 則（平成3年5月16日農業委規程第1号）

この規程は、平成3年5月26日から施行する。

附 則（平成3年5月31日農業委規程第4号）

この規程は、平成3年6月1日から施行する。

附 則（平成4年3月31日農業委規程第1号）

この規程は、平成4年4月1日から施行する。

附 則（平成5年5月28日農業委規程第1号）

この規程は、平成5年6月1日から施行する。

附 則（平成6年11月1日農業委規程第2号）

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（平成8年4月8日農業委規程第1号）

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（平成9年3月28日農業委規程第1号）

この規程は、平成9年4月1日から施行する。

附 則（平成12年5月1日農業委規程第3号）

この規程は、平成12年5月1日から施行する。

附 則（平成13年3月30日農業委規程第1号）

この規程は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成15年3月17日農業委規程第1号）

この規程は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成16年11月25日農業委規程第1号）

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（平成19年3月29日農業委規程第1号）

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成20年2月22日農業委規程第1号）

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成20年3月21日農業委規程第2号）

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成21年12月17日農業委規程第1号）

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（平成25年3月26日農業委規程第1号）

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成26年3月27日農業委規程第1号）

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月31日農業委規程第3号）

1 この規程は、平成27年4月1日から施行する。

2 この規程の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において主事1級、技師1級、主事2級または技師2級に発令されている職員であって別に辞令を發せられないものは、施行日において、主事1級および主事2級にあつては主事に、技師1級および技師2級にあつては技師に發令されたものとする。

附 則（平成28年3月24日農業委規程第3号）

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成29年1月27日農業委規程第2号）

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（平成29年3月23日農業委規程第3号）

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成29年7月24日農業委規程第5号）

この規程は、公布の日から施行し、平成29年7月22日から適用する。

附 則（平成30年12月7日農業委規程第1号）

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（令和元年12月9日農業委規程第2号）

この規程は、公布の日から施行し、令和元年11月1日から適用する。

別表（第15条関係）

種類	大きさ (ミリメートル)	管守者	個数
函館市農業委員会印	30×30	管理課長	1
函館市農業委員会印	9×9	管理課長	1
函館市農業委員会会長印	21×21	管理課長	1
函館市農業委員会 会長職務代理者印	21×21	管理課長	1
函館市農業委員会事務局長印	18×18	管理課長	1

# 函館市農業委員会

## 「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」

令和2年7月31日

函館市農業委員会

### 第1 基本的な考え方

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号。以下「法」という。）の改正法が平成28年4月1日に施行され、農業委員会においては「農地等の利用の最適化の推進」が最も重要な事務として、明確に位置づけられた。

本市農業は、道内では比較的温暖な気象条件に恵まれ、馬鈴薯などの野菜を基幹作物として米、生乳等の生産をしている。特に馬鈴薯、人参、大根等を中心とした野菜が本市の農業基盤および農業経営を支える重要作物となっている。

近年、生産者の創意工夫と努力を基本に、地域の特性を活かした品質の向上や生産コストの低減、農作物の販路の拡大など、農業経営の安定を図るための取り組みが積極的に進められている。

しかし、農業経営者の高齢化が進み、後継者のいない農家も多く、今後、農家戸数の減少に伴う遊休農地の発生等が懸念されることから、新規参入の促進、担い手への農地利用の集積・集約化および遊休農地の発生防止・解消に積極的に取り組むなど、農地等の利用の最適化を一体的に進めることが必要である。

以上のような観点から、地域の強みを活かしながら、活力ある農業・農村を築くため、法第7条第1項に基づき、農業委員および農地利用最適化推進委員（以下「推進委員」という。）が連携した活動を通じて「農地等の利用の最適化」が一体的に進んでいくよう、本市農業委員会の指針として具体的な目標と推進方法を以下のとおり定める。

なお、この指針は、令和8年度を目標とし、農業委員および推進委員の改選期である3年ごとに検証・見直しを行う。

また、単年度の具体的な活動については、「農業委員会事務の実施状況等の公表について」（平成28年3月4日付け27経営第2933号農林水産省経営局農地政策課長通知）に基づく「目標およびその達成に向けた活動計画」のとおりとする。

## 第2 具体的な目標と推進方法

### 1. 遊休農地の発生防止・解消について

#### (1) 遊休農地の解消目標

	管内の農地面積(A)	遊休農地面積(B)	遊休農地の割合(B/A)
現 状 (令和2年3月)	2, 0 0 4 ha	6 4 ha	3. 2 %
3年後の目標 (令和5年3月)	1, 9 8 9 ha	4 9 ha	2. 5 %
目 標 (令和8年3月)	1, 9 7 4 ha	3 4 ha	1. 7 %

※1 管内の農地面積は、耕地および作付面積統計における耕地面積と農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した同法第32条第1項第1号の遊休農地の合計面積を記入

※2 遊休農地面積は、農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した第32条第1項第1号または第2号のいずれかに該当する農地の総面積を記入

#### (2) 遊休農地の発生防止・解消の具体的な推進方法

##### ア 農地の利用状況調査と利用意向調査の実施について

(ア) 農業委員および推進委員の連携により、農地法（昭和27年法律第229号）第30条第1項の規定による利用状況調査（以下「利用状況調査」という。）と同法第32条第1項の規定による利用意向調査（以下「利用意向調査」という。）の実施について協議・検討し、調査の徹底を図ることとし、それぞれの調査時期については、「農地法の運用について」（平成21年12月11日付け21経営第4530号・21農振第1598号農林水産省経営局長・農村振興局長連名通知）によるものとする。

なお、従来から農地パトロールの中で行っていた違反転用の発生防止・早期発見等、農地の適正な利用の確認に関する現場活動については、利用状況調査の時期に関わらず、適宜実施する。

(イ) 利用意向調査の結果を踏まえ、農地法第34条に基づく農地の利用関係の調査を行う。

(ウ) 利用状況調査と利用意向調査の結果は、速やかに「農地情報公開システム（全国農地ナビ）」に反映し、農業委員会農地台帳の正確な記録の確保と公表の迅速化を図る。

イ 農地中間管理機構との連携について

利用意向調査の結果を受け、農家の意向を踏まえた中間管理機構への貸付手続きを行う。

ウ 非農地判断について

利用状況調査と同時に実施する「荒廃農地の発生・解消状況に関する調査」によって、B分類（再生利用困難）に区分された荒廃農地については現状に応じて速やかに非農地判断を行い、守るべき農地を明確化する。

2. 担い手への農地利用の集積・集約化について

(1) 担い手への農地利用集積目標

	管内の農地面積(A)	集積面積(B)	集積率(B/A)
現 状 (令和2年3月)	1,940 ha	968 ha	49.9 %
3年後の目標 (令和5年3月)	1,940 ha	998 ha	51.4 %
目 標 (令和8年3月)	1,940 ha	1,028 ha	53.0 %

※1 管内の農地面積は、耕地および作付面積統計における耕地面積を記入

※2 これまでの集積面積は、把握時点において担い手（認定農業者および農業委員会等に関する法律施行規則第10条で定める者）へ利用集積されている農地の総面積を記入

【参考】担い手の育成・確保

	総農家数 (うち、主業農家数)	担い手			
		認定農業者	認定新規 就農者	基本構想 水準到達者	特定農業団体 その他の集落 営農組織
現 状 (令和2年3月)	369 戸 (93 戸)	86 経営体	5 経営体	11 経営体	0 団体
3年後の目標 (令和5年3月)	369 戸 (96 戸)	89 経営体	8 経営体	11 経営体	0 団体
目 標 (令和8年3月)	369 戸 (99 戸)	92 経営体	11 経営体	11 経営体	0 団体

※1 「担い手の育成・確保」の数値は、農業委員会の区域内の農家数等を確認し、「人・農地プラン」等の見直しに活用する。

※2 「総農家数（うち、主業農家数）」は、2015年農林業センサスの数値を記入  
10条で定める者）へ利用集積されている農地の総面積を記入

※3 目標の数値は累計とする。

(2) 担い手への農地利用の集積・集約に向けた具体的な推進方法

ア 「人農地プラン」の作成・見直しについて

農業委員会として、地域ごとに人と農地の問題解決のため、「地域における農業者等による協議の場」を通じて、認定農業者を地域の中心となる経営体と位置づけ、それぞれの農業者の意思と地域の資源に照らした実現可能のある「人・農地プラン」の作成と見直しに協力する。

イ 農地中間管理機構等との連携について

農業委員会は市、農地中間管理機構および農協等と連携し、農地中間管理機構に貸付けを希望する復元可能な遊休農地、経営の廃止・縮小を希望する高齢農家等の農地、農地の出し手と受け手の意向を踏まえたマッチングを行う。

ウ 農地の利用調整と利用権設定等について

農地の利用調整については、担い手の意向を踏まえた農地の集約化のための利用調整・交換と利用権の再設定を推進する。

エ 農地の所有者等を確知することができない農地の取扱いについて

農地の所有者等を確知することができない農地については、公示手続きを経て道知事の裁定で利用権設定ができる制度を活用し、農地の有効利用に努める。

3. 新規参入の促進について

(1) 新規参入の促進目標

	新規参入者数（法人を含む） （新規参入者取得面積）	
現 状 （令和2年3月）	2	経営体 （ 4 ha ）
3年後の目標 （令和5年3月）	8	経営体 （ 16 ha ）
目 標 （令和8年3月）	14	経営体 （ 28 ha ）

※ 目標の数値は累計とする。

(2) 新規参入の促進に向けた具体的な推進方法

ア 関係機関との連携について

市町村，農協等と連携し，管内の農地の借入れ意向のある認定農業者および新規参入希望者（法人を含む。）を把握し，様々な相談に応じるとともに，農地のあっせんに努めるなど，積極的な支援を行う。

イ 企業参入の推進について

担い手が十分にいない地域では，企業も地域の担い手になり得る存在であることから，農地中間管理機構を利用した企業参入の推進に努める。

ウ 農業委員会によるフォローアップ活動について

農業委員および推進委員は，新規参入者（法人を含む。）の地域の受入条件の整備に努めるとともに，営農指導後見人的な役割を担う。

(別紙様式2)

## 令和元年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価

都道府県名：北海道  
農業委員会名：函館市農業委員会

### I 農業委員会の状況（令和2年3月31日現在）

#### 1 農業の概要

単位:ha

	田	畑	畑			計
			普通畑	樹園地	牧草畑	
耕地面積	228	1,712	—	—	—	1,940
経営耕地面積	102	1,292	1,014	18	260	1,394
遊休農地面積	9	60	60	—	—	69
農地台帳面積	192	2,700	2,700	—	—	2,892

※1 耕地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入

※2 経営耕地面積は、農林業センサスに基づいて記入

※3 遊休農地面積は、農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した第32条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する農地の総面積を記入

	農家数(戸)
総農家数	369
自給的農家数	157
販売農家数	212
主業農家数	93
準主業農家数	39
副業的農家数	80

※ 農林業センサスに基づいて記入。

	農業者数(人)
農業就業者数	429
女性	209
40代以下	64

※ 農林業センサスに基づいて記入。

	経営数(経営)
認定農業者	86
基本構想水準到達者	11
認定新規就農者	5
農業参入法人	0
集落営農経営	0
特定農業団体	—
集落営農組織	—

※農業委員会調べ

#### 2 農業委員会の現在の体制

新制度に基づく農業委員会

任期満了年月日 令和2年 7月 21日

	農業委員	
	定数	実数
農業委員数	9	9
認定農業者	—	6
認定農業者に準ずる者	—	2
女性	—	1
40代以下	—	1
中立委員	—	1

	定数	実数	地区数
農地利用最適化推進委員	8	8	3

## II 担い手への農地の利用集積・集約化

### 1 現状及び課題

現 状 (平成31年4月現在)	管内の農地面積	これまでの集積面積	集積率
	1,940 ha	860 ha	44.3 %
課 題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 担い手の高齢化・後継者不足による経営縮小(小規模化)</li> <li>・ 耕作条件による収益性の悪い農地の遊休化(不耕作化)</li> <li>・ 耕作農地の分散化</li> </ul>		

※1 管内の農地面積は、活動計画に記載した耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入

※2 これまでの集積面積は、活動計画に記載した担い手(認定農業者及び農業委員会法施行規則第10条で定める者)へ利用集積されている農地の総面積を記入

### 2 令和元年度の目標及び実績

集積目標 ①	集積実績 ②	(うち、新規実績)	達成状況(②/①×100)
870 ha	968 ha	5 ha	111.3 %

※1 集積目標は、活動計画に記載した集積面積を記入

※2 集積実績は、年度末時点で担い手へ利用集積されている農地の総面積を記入

※3 新規実績は、集積実績のうち1年間に新規集積面積(非担い手が自作又は利用していた農地のうち、担い手に対して権利の設定・移転がされた農地)をどの程度増加させたかを記入

### 3 目標の達成に向けた活動

活動計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 貸し手, 借り手の意向確認(2~3月)</li> <li>・ 意向確認後の追跡調査(10~12月)</li> <li>・ 遊休農地や耕作放棄地の情報提供(随時)</li> <li>・ 人・農地プラン地域懇談会への参加(11月)</li> </ul>
活動実績	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 貸し手, 借り手の意向確認(2~3月)</li> <li>・ 意向確認後の追跡調査(10~12月)</li> <li>・ 遊休農地や耕作放棄地の情報提供(随時)</li> <li>・ 人・農地プラン地域懇談会への参加(12月)</li> </ul>

※ 活動実績は、目標の達成のために何月に何日何を行ったのか等詳細かつ具体的に記入

### 4 目標及び活動に対する評価

目標に対する評価	活動の結果, 目標を達成した
活動に対する評価	集積促進活動が結果に結びついた

### Ⅲ 新たに農業経営を営もうとする者の参入促進

#### 1 現状及び課題

新規参入の状況	平成28年度新規参入者数	平成29年度新規参入者数	平成30年度新規参入者数
	2 経営体	6 経営体	2 経営体
	平成28年度新規参入者が取得した農地面積	平成29年度新規参入者が取得した農地面積	平成30年度新規参入者が取得した農地面積
	3.0 ha	22.3 ha	2.3 ha
課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 担い手の高齢化, 後継者不足</li> <li>・ 肥料, 資材等の高騰による農家所得の減少</li> <li>・ 農家への支援による担い手の活性化(就労意欲の喚起)</li> </ul>		

※1 新規参入者数は、活動計画に記載した過去3年の農地の権利移動を伴う新たな新規参入者数を記入し、法人雇用や親元就農は含まない。

※2 新規参入者が取得した農地面積は、上段で記入した経営体が取得した農地面積の合計を記入

#### 2 令和元年度の目標及び実績

参入目標①	参入実績②	達成状況(②/①×100)
2 経営体	2 経営体	100.0 %
参入目標面積③	参入実績面積④	達成状況(④/③×100)
4 ha	5.3 ha	132.5 %

※1 参入目標及び参入目標面積は、活動計画に記載した参入者数及び農地面積を記入

※2 参入実績は、1年間に新たに参入した新規参入者数を記入

※3 参入実績面積は、上記で記入した経営体が取得した農地面積の合計を記入

#### 3 目標の達成に向けた活動

活動計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 法人就農者へのPR</li> <li>・ 就農相談(随時)</li> </ul>
活動実績	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 法人就農者へのPR</li> <li>・ 就農相談(随時)</li> </ul>

※ 活動実績は、目標の達成のために、何月に何日何を行ったのか等詳細かつ具体的に記入

#### 4 目標及び活動に対する評価

目標に対する評価	活動の結果, 目標を達成した。
活動に対する評価	十分な活動を行い, 結果に結びついた。

#### IV 遊休農地に関する措置に関する評価

##### 1 現状及び課題

現 状 (平成31年4月現在)	管内の農地面積(A) 2,019 ha	遊休農地面積(B) 79 ha	割合(B/A×100) 3.9 %
課 題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 担い手の高齢化 ・後継者不足による経営縮小に伴う遊休化</li> <li>・ 農産物の低価格推移 ・生産コスト高騰に伴う遊休化</li> <li>・ 耕作条件による収益性の悪い農地の遊休化</li> </ul>		

※1 管内の農地面積は、活動計画に記載した耕地及び作付面積統計における耕地面積と農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した同法第32条第1項第1号の遊休農地の合計面積を記入

※2 遊休農地面積は、活動計画に記載した農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した第32条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する農地の総面積を記入

##### 2 令和元年度の目標及び実績

解消目標①	解消実績②	達成状況(②/①×100)
5 ha	10ha	200.0 %

※1 解消目標は、活動計画に記載した解消面積を記入

※2 解消実績は、当該年度末時点の遊休農地の解消面積を記入

##### 3 2の目標の達成に向けた活動

活動計画	措置の内容	調査員数(実数)	調査実施時期	調査結果取りまとめ時期
	農地の利用状況調査	調査方法	50 人	8月～10月
農地の利用意向調査		調査実施時期12月～1月	調査結果取りまとめ時期	1月～2月
その他の活動	農地利用最適化推進委員による農地パトロール調査(年4回)および担当区域における随時パトロール			
活動実績	農地の利用状況調査	調査員数(実数)	調査実施時期	調査結果取りまとめ時期
		50 人	8月～10月	10月～11月
	農地の利用意向調査	調査実施時期12月～1月	調査結果取りまとめ時期	1月～2月
		第32条第1項第1号	第32条第1項第2号	第33条
		調査数: 0 筆	調査数: 0 筆	調査数: 0 筆
	調査面積: 0 ha	調査面積: 0 ha	調査面積: 0 ha	調査面積: 0 ha
その他の活動	農地利用最適化推進委員による農地パトロール調査(年4回)および担当区域における随時パトロール			

##### 4 目標及び活動に対する評価

目標に対する評価	活動の結果, 遊休農地解消の目標を達成した
活動に対する評価	十分な活動を行い, 結果に結びついた

## V 違反転用への適正な対応

### 1 現状及び課題

現 状 (平成31年4月現在)	管内の農地面積(A) 1,940 ha	違反転用面積(B) 0.00 ha
課 題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 違反転用の早期発見, 早期対策および防止活動</li> <li>・ 農地転用制度に係る周知徹底</li> </ul>	

※ 管内の農地面積は、活動計画に記載した耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入

※ 違反転用面積は、活動計画に記載した管内で農地法第4条第1項又は第5条第1項の規定等に違反して転用されている農地の総面積を記入

### 2 令和元年度実績

実 績①	増減(B-①)
0.00 ha	0.00 ha

※ 実績は、年度末時点の違反転用面積を記入

### 3 活動計画・実績及び評価

活動計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市広報紙による農地転用許可制度の周知(4月, 10月)</li> <li>・ 農地パトロールの強化(3月, 6月, 9月, 12月)</li> <li>・ 随時パトロール</li> <li>・ 農地利用状況調査の実施に合わせた状況把握および指導体制強化</li> </ul>
活動実績	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市広報紙による農地転用許可制度の周知(3回)</li> <li>・ 農地パトロールの強化(4回)</li> <li>・ 随時パトロール</li> <li>・ 農地利用状況調査の実施に合わせた状況把握および指導体制強化(8月～3月)</li> </ul>
活動に対する評価	十分な活動を行い, 結果に結びついた。

※ 活動実績は、違反転用の解消や早期発見・未然防止のために何月に何日何を行ったのか等詳細かつ具体的に記入

## VI 農地法等によりその権限に属された事務に関する点検

### 1 農地法第3条に基づく許可事務

(1年間の処理件数: 9 件、うち許可 9 件及び不許可 0 件)

点検項目		具体的な内容			
事実関係の確認	実施状況	調査委員3名と事務局職員にて、必要に応じて現地を確認し、調査委員による事前審査を行う。			
	是正措置	—			
総会等での審議	実施状況	事務局より議案内容の説明後、調査委員より事前審査結果を報告し、その後委員全員による審議			
	是正措置	—			
申請者への審議結果の通知	実施状況	申請者へ総会等での指摘や許可条件等を説明した件数	9		
		不許可処分の理由の詳細を説明した件数	0		
	是正措置	—			
審議結果等の公表	実施状況	議事録(縦覧用)の縦覧			
	是正措置	—			
処理期間	実施状況	標準処理期間	申請書受理から 28 日	処理期間(平均)	19 日
	是正措置	—			

### 2 農地転用に関する事務(意見を付して知事への送付)

(1年間の処理件数: 0 件)

点検項目		具体的な内容			
事実関係の確認	実施状況	調査委員3名と事務局職員にて、現地を確認し、調査委員による事前審査を行う。			
	是正措置	—			
総会等での審議	実施状況	事務局より議案内容の説明後、調査委員より事前審査結果を報告し、その後委員全員による審議			
	是正措置	—			
審議結果等の公表	実施状況	議事録(縦覧用)の縦覧			
	是正措置	—			
処理期間	実施状況	標準処理期間	申請書受理から 60 日	処理期間(平均)	—
	是正措置	—			

### 3 農地所有適格法人からの報告への対応

点検項目	実施状況		
農地所有適格法人からの報告について	管内の農地所有適格法人数		12 法人
	うち報告書提出農地所有適格法人数		11 法人
	うち報告書の督促を行った農地所有適格法人数		1 法人
	うち督促後に報告書を提出した農地所有適格法人数		1 法人
	うち報告書を提出しなかった農地所有適格法人		0 法人
	提出しなかった理由	—	
	対応方針	—	
農地所有適格法人の状況について	農地所有適格法人の要件を欠くおそれがあるため農業委員会が必要な措置をとるべきことを勧告した農地所有適格法人数		0 法人
	対応状況	—	

### 4 情報の提供等

点検項目	具体的な内容		
貸借料情報の調査・提供	実施状況	調査対象貸借借件数 161 件	公表時期 令和2年1月
		情報の提供方法 : 農業委員会ホームページへの掲載	
	是正措置	—	
農地の権利移動等の状況把握	実施状況	調査対象権利移動等件数 9 件	取りまとめ時期 令和2年1月
		情報の提供方法 : 令和2年度業務概要に掲載予定(令和元年度分として)	
	是正措置	—	
農地台帳の整備	実施状況	整備対象農地面積 2,892 ha	
		データ更新 : 1回	
	公表 : ホームページ(全国農地ナビ), 事務局窓口での縦覧		
	是正措置	—	

#### ※その他の事務

上記ⅡからⅥに掲げる事務以外の事務について、次年度の目標及びその達成に向けた活動計画を作成する場合には、それぞれの事務ごとに、上記様式に準じて取りまとめること。

## Ⅶ 地域農業者等からの主な要望・意見及び対処内容

農地利用最適化等に関する事務	(要望・意見)  (対処内容)
----------------	-----------------------

農地法等によりその権限に属された事務	(要望・意見)  (対処内容)
--------------------	-----------------------

※ II～VIの事務について、活動を通じて地域の農業者等から寄せられた主な意見及び対処方針について記載

## Ⅷ 事務の実施状況の公表等

### 1 総会等の議事録の公表

HPに公表している

その他の方法で公表している

- ・ 農業委員会事務局(窓口)への備付け  
(但し、個人情報を除いた縦覧用議事録)
- ・ 縦覧している旨の告示

### 2 農地等利用最適化推進施策の改善についての意見の提出

意見の提出件数            0   件

提出先及び提出した意見の概要	—
----------------	---

### 3 活動計画の点検・評価の公表

HPに公表している

その他の方法で公表している

--

(別紙様式1)

## 令和2年度の目標及びその達成に向けた活動計画

都道府県名：北海道  
農業委員会名：函館市農業委員会

### I 農業委員会の状況（令和2年4月1日現在）

#### 1 農家・農地等の概要

	農家数(戸)
総農家数	369
自給的農家数	157
販売農家数	212
主業農家数	93
準主業農家数	39
副業的農家数	80

※ 農林業センサスに基づいて記入。

	農業者数(人)
農業就業者数	429
女性	209
40代以下	64

※ 農林業センサスに基づいて記入。

※農業就業者数  
(=農業就業人口(販売農家))

	経営数(経営)
認定農業者	86
基本構想水準到達者	11
認定新規就農者	5
農業参入法人	0
集落営農経営	0
特定農業団体	—
集落営農組織	—

※農業委員会調べ

単位:ha

	田	畑	畑			計
			普通畑	樹園地	牧草畑	
耕地面積	228	1,712	—	—	—	1,940
経営耕地面積	102	1,292	1,014	18	260	1,394
遊休農地面積	9	60	60	—	—	69
農地台帳面積	192	2,700	2,700	—	—	2,892

※1 耕地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入

※2 経営耕地面積は、農林業センサスに基づいて記入

※3 遊休農地面積は、農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した第32条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する農地の総面積を記入

#### 2 農業委員会の現在の体制

新制度に基づく農業委員会

任期満了年月日 令和2年 7月 21日

	農業委員	
	定数	実数
農業委員数	9	9
認定農業者	—	6
認定農業者に準ずる者	—	2
女性	—	1
40代以下	—	1
中立委員	—	1

	定数	実数	地区数
農地利用最適化推進委員	8	8	3

## Ⅱ 担い手への農地の利用集積・集約化

### 1 現状及び課題

現 状 (令和2年4月現在)	管内の農地面積	これまでの集積面積	集積率
	1,940 ha	968 ha	49.9 %
課 題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 担い手の高齢化・後継者不足による経営縮小(小規模化)</li> <li>・ 耕作条件による収益性の悪い農地の遊休化(不耕作化)</li> <li>・ 耕作農地の分散化</li> </ul>		

※1 管内の農地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入

※2 これまでの集積面積は、把握時点において担い手(認定農業者及び農業委員会法施行規則第10条で定める者)へ利用集積されている農地の総面積を記入

### 2 令和2年度の目標及び活動計画

目 標	集積面積	978 ha	(うち新規集積面積	5 ha)
	目標設定の考え方:前年度までの目標を参考に設定			
活動計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 貸し手, 借り手の意向確認(2~3月)</li> <li>・ 意向確認後の追跡調査(10~12月)</li> <li>・ 遊休農地や耕作放棄地の情報提供(随時)</li> <li>・ 人・農地プラン地域懇談会への参加(随時)</li> </ul>			

※1 集積面積は、当該年度末時点で担い手へ利用集積されている農地の総面積を記入

※2 新規集積面積は、集積面積のうち1年間に新規集積面積(非担い手が自作又は利用していた農地のうち、担い手に対して権利の設定・移転させた農地)をどの程度増加させるかを記入

※3 活動計画は、目標の達成のために何月に行うのか等詳細かつ具体的に記入

## Ⅲ 新たな農業経営を営もうとする者の参入促進

### 1 現状及び課題

新規参入の状況	平成29年度新規参入者数	平成30年度新規参入者数	令和元年度新規参入者数
	6 経営体	2 経営体	2 経営体
	平成29年度新規参入者が取得した農地面積	平成30年度新規参入者が取得した農地面積	令和元年度新規参入者が取得した農地面積
	22.3 ha	2.3 ha	5.3 ha
課 題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 担い手の高齢化, 後継者不足</li> <li>・ 肥料・資材等の高騰による農家所得の減少</li> <li>・ 農家への支援による担い手の活性化(就労意欲の喚起)</li> </ul>		

※1 新規参入者数は、過去3年の農地の権利移動を伴う各年度ごとの新たな新規参入数を記入し、法人雇用や親元就農は含まない(欄の最も右が昨年度)

※2 新規参入者が取得した農地面積は、上段で記入した経営体が取得した農地面積の合計を記入

### 2 令和2年度の目標及び活動計画

参入目標数	2 経営体	参入目標面積	4 ha
活動計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 法人就農者へのPR</li> <li>・ 就農相談(随時)</li> </ul>		

※1 目標は、1年間に新たに参入させる新規参入者数及び参入目標面積を記入

※2 活動計画は、目標の達成のために何月に行うのか等詳細かつ具体的に記入

## IV 遊休農地に関する措置

### 1 現状及び課題

現 状 (令和2年4月現在)	管内の農地面積(A)	遊休農地面積(B)	割合(B/A×100)
	2,009 ha	69 ha	3.4 %
課 題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 担い手の高齢化 ・後継者不足による経営縮小に伴う遊休化</li> <li>・ 農産物の低価格推移 ・生産コスト高騰に伴う遊休化</li> <li>・ 耕作条件による収益性の悪い農地の遊休化</li> </ul>		

※1 管内の農地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積と農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した同法第32条第1項第1号の遊休農地の合計面積を記入

※2 遊休農地面積は、農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した第32条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する農地の総面積を記入

### 2 令和2年度の目標及び活動計画

目 標	遊休農地の解消面積 5 ha			
	目標設定の考え方: 前年度までの目標を参考に設定			
活動計画	農地の利用状況調査	調査員数(実数)	調査実施時期	調査結果取りまとめ時期
		50 人	8月～10月	10月～11月
	調査方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 対象区域は、推進委員の担当区域(3地区)</li> <li>・ 農業委員、推進委員および事務局により実施</li> <li>・ 1次、2次調査により、農地・遊休農地の特定</li> <li>・ 3次調査により、遊休農地が復元可能なものか協議</li> </ul>		
	農地の利用意向調査	実施時期	調査結果取りまとめ時期	
		12月～1月	1月～2月	
その他	農地利用最適化推進委員による農地パトロール調査(年4回)および担当区域における随時パトロール			

※1 遊休農地の解消面積は、当該年度末時点の遊休農地の解消面積を記入

※2 遊休農地の解消面積は、市町村等が策定した目標を農業委員会が共有している場合には、当該市町村等の目標を記入しても差し支えない

※3 「その他」欄には、利用状況調査・意向調査以外の遊休農地解消のための活動を記入

## V 違反転用への適正な対応

### 1 現状及び課題

現 状 (令和2年4月現在)	管内の農地面積(A)	違反転用面積(B)
	1,940 ha	0 ha
課 題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 違反転用の早期発見、早期対策および防止活動</li> <li>・ 農地転用制度に係る周知徹底</li> </ul>	

※ 管内の農地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入

※ 違反転用面積は、把握時点において管内で農地法第4条第1項又は第5条第1項の規定等に違反して転用されている農地の総面積を記入

### 2 令和2年度の活動計画

活動計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市広報紙による農地転用許可制度の周知(4月, 10月)</li> <li>・ 農地パトロールの徹底(3月, 6月, 9月, 12月)</li> <li>・ 随時パトロール</li> <li>・ 農地利用状況調査の実施に合わせた状況把握および指導体制強化</li> </ul>
------	--

※ 活動計画は、違反転用の解消や早期発見・未然防止のために何月に何を行うのか等詳細かつ具体的に記入



---

令和2年度(2020年度)農業委員会業務概要

令和2年12月発行

編集 函館市農業委員会事務局  
函館市東雲町4番13号  
電話 (0138) 21-3589

---